

特定指定物質

(群馬県の生活環境を保全する条例施行規則第30条の9)

1	ホルムアルデヒド
2	クロロホルム
3	アルミニウム及びその化合物
4	塩素酸及びその塩
5	臭素酸及びその塩
6	マンガン及びその化合物
7	鉄及びその化合物
8	銅及びその化合物
9	亜鉛及びその化合物
10	フェノール類及びその塩類
11	一・三・五・七—テトラアザトリシクロ[三・三・一・一]デカン(別名ヘキサメチレンテトラミン)